

## 取引基本契約書

(以下「売主」といいます)とアリス株式会社(以下「買主」といいます)とは、売主・買主間の取引の基本的事項に関し、次の通り契約を締結します。

## 第1条 (目的)

- ① この契約は、売主・買主間の売買、その他すべての商取引に関する契約(以下個別契約といいます。本契約締結時に存在する個別解約を含みます。)について共通に適用される事項を定めます。ただし、個別契約で本契約と異なる定めをしたときは、個別契約の約定が優先するものとします。
- ② 売主又は買主が、振り出し、裏書きし、保証し、又は引き受けあるいは参加引き受けした手形、あるいは小切手を買主又は売主が第三者から取得した場合にも適用されるものとします。

## 第2条 (売買取引の品質保証と供給責任)

- ① 売主は、商品についてその品質、性能、商品性及び使途に対する適性を保証するとともに、販売した商品に対し、技術指導等十分なアフターサービスを行うものとします。
- ② 万一商品について前項の保証事項に反する事態が発生したときは、売主は買主の求めに応じて無償で直ちに代替品の納入、瑕疵の補修等を行うか代金減額等の措置をとるものとします。
- ③ 売主が前項の措置を完了するまでは、買主は代金の支払を留保できるものとします。
- ④ 売主は買主が第5条に記載する各号の一に該当したとき以外は、商品の安定供給に努め、買主が取引を失うような売主の都合による商品の恣意的な出荷停止等を原則としてしてはならない。売り主にその必要性が出たときには買主に必要な措置等をあらかじめ説明し買主に迷惑を掛けないように努めなければならない。

## 第3条 (売買取引に於ける特許権等の侵害等)

売主は、商品が第三者の権利を侵害しないことを保証するとともに、万一商品に関し特許権、商標権その他の工業所有権又は著作権について第三者との間に紛争が発生した場合には、売主は自己の責任と費用でこれを解決します。

## 第4条 (金銭債務)

- ① 売主又は買主が金銭債務の履行を怠ったときは、支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について年率18%の遅延損害金を相手方に対し支払います。
- ② 金銭債務の履行に関し、相手方に対して行う手形、小切手の振出し、裏書き又は引き受けは、すべて債務の弁済のために行われるものとします。

## 第5条 (期限の利益喪失)

売主又は買主が、次の各号の一に該当したときは、相手方から何らの催告を受けることなく、相手方に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の弁済を行います。

- 1 本契約又は個別契約その他売主買主間の合意事項の一に違反し、相手方から10日以上期間を定めてその是正を求められたにもかかわらず、当該期間内にこれを是正できなかったとき
- 2 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき、仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき、又は整理、民事再生、会社更生手続きの開始、若しくは破産を申し立てられ又は申し立てたとき
- 3 営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき
- 4 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じた旨相手方から通知を受けたとき

## 第6条 (即時解除等)

売主又は買主が前条各号の一に該当したときは、相手方は何らの催告をすることなく、この契約及び個別契約並びに売主買主間の一切の契約を解除することができるとともに、売主買主間の債権債務につき対等額をもって相殺することができるものとします。

## 第7条 (不可抗力)

- ① 売主又は買主が、売主又は買主の責めに帰すことのできない不可抗力の事由でその義務履行(金銭債務の履行は除く)が全部若しくは一部遅延し又は不能となった場合は、その責めを負わないものとします。
- ② 前項の不可抗力の事由には、売主又は買主の発注先・転売先の倒産および発注先・転売先における不可抗力事由の発生を含みます。

## 第8条 (経営情報の開示)

- ① 合併、営業譲渡、資本減少、その他営業上重要な変更をしようとするとき、又は、会社役員、主要株主等の変更が行われたときは、相手方に対し書面で通知します。
- ② 売主又は買主は、相手方からの請求があった場合には、決算資料等を提出しその内容を説明します。
- ③ 売主は買主がその顧客あてに行う商品紹介のために売主の作ったカタログの提供や、売主がネット上で公開しているホームページを買主のホームページに転載することでの営業上の応援を行う事をあらかじめ了承します。

## 第9条 (機密保持)

## 171218fky改訂

- ① 売主及び買主は、相互の取引に際し知り得えた相手方の取引情報及び第8条の経営情報を第三者に漏洩しません。また、これら情報を第三者に閲覧、盗難略取または詐取されぬよう管理します。
- ② 前項の機密情報には、自ら公に開示している情報は除きます。
- ③ 取引情報とは、その取引先名（取引に係わる関係先を含む）・価格及びその他の取引条件・取引の仕組み等取引の内容・取引に係わる紛争の内容・取引の将来方針等を意味するものとします。
- ④ 買主は、売主の製品を買主の顧客に販売するに際し買主の取引情報を必要に応じ売主に開示します。売主は、これらの取引情報を第三者に漏洩しないこと、及び、買主の取引情報開示により成立し買主を通じて実施する/した取引関係（以下「商権」といいます）は尊重し、売主は買主の事前同意を得た場合を除き当該買主の顧客と独自に直接取引または第三者を通じた間接取引を行わないことを約諾します。但し売主が意図的にそれをした場合以外にはそれを売主がそれを改めるときにはこの条項の適用をしないものとします。

### ④-2

末尾記載の顧客は、この商権保護について特に買主が重視し買主が開拓した顧客としての商権保護約定の対象として例示するものです。本契約締結後は、追加対象先を商品発注の際に都度売主に通知（書面以外の通知も含む）し、売主が納品等で買主が応じる等での承諾を得たものを本項の商権保護約定の追加対象先とします。

- ⑤ 売主及び買主は、第①項の約諾をこの契約の終了または解除後2年間は遵守します。
- ⑥ 売主は、第④項の約諾をこの契約の終了または解除後2年間は遵守します。

### 第10条（損害賠償）

- ① 売主又は買主は、この契約の約諾条項に違反したときは、相手方に損害を与えたことに対し相手方の請求あり次第相手方の被った損害を賠償します。なお、第9条違反に係る損害賠償の支払いは本契約の終了・解除後も第9条第⑤項第⑥項の期間中は有効とします。
- ② 前条第④項に係わる損害賠償額は、当該約諾違反取引で売主が得た利益相当額とし、この利益の額が立証し難い時は、売主の当該取引売上高の10%相当額を損害賠償額とします。

### 第11条（有効期間）

- ① この契約の有効期間は、締結の日から1ヶ年間とします。
- ② 前項の期間満了の1ヶ月前までに売主、買主いずれかから相手方に対し書面の意思表示がない限り、この契約は更に1ヶ年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

### 第12条（終了等による効果）

この契約が失効、解除又は変更された場合にも、その時点で現に存する個別契約については、この契約の各条項はなおそのまま適用されるものとします。

### 第13条（住所変更等の通知）

- ① 売主及び買主は、その住所、商号、代表者等を変更したときは、直ちに書面にて相手方に通知します。
- ② 売主又は買主が、前項の通知を怠ったため、相手方から為されたこの契約に関する通知、催告等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。

### 第14条（合意管轄）

売主及び買主は、この契約及び個別契約に関する一切の訴訟については東京地方裁判所を唯一の管轄裁判所とすることに合意します。

### 第15条（契約条項の変更）

この契約条項の変更は、売主・買主の記名押印ある書面によってのみなされるものとします。

### 第16条（疑義の解釈）

この契約に定めのない事項その他この契約に関し生じた疑義については、売主・買主が誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

この契約締結の証として、この契約書2通を作成し、売主、買主各自記名押捺の上各1通を保有します。

年 月 日

売主：

買主： 東京都多摩市桜ヶ丘1丁目24番地の1  
アリス株式会社  
代表取締役 福井 健統

第9条の商権保護の対象顧客名：

以上